

生食発 0830 第 1 号  
令和元年 8 月 30 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 対台湾輸出牛肉の取扱いについて

今般、台湾向け牛肉を取扱うと畜場等の認定手続について、台湾から日本の現地査察結果を受け入れる旨合意がなされ、別紙のとおり、「対台湾輸出牛肉の取扱要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、日本から台湾へ輸出される牛肉については、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、平成 29 年 9 月 22 日付け生食発 0922 第 2 号「対台湾輸出牛肉の取扱いについて」は、令和元年 8 月 30 日を以て廃止します。

### 記

- 1 対台湾輸出牛肉を取り扱おうとすると畜場等の認定手続を定めたことから、対台湾輸出牛肉取扱施設としての認定を希望する場合は、要綱に基づき申請を行うこと。
- 2 対台湾輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の様式については、従前のとおり変更はない。
- 3 表示事項については、台湾と協議中であることから、追って通知を行う。
- 4 本要綱の施行前に、対台湾輸出牛肉取扱施設としての認定を受けており、今後も台湾に輸出を行う意向のある施設に対しては、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出依頼及び現地調査を行う旨、別途通知を行うものとする。
- 5 牛肉を原料とする食肉製品を取り扱う食肉製品製造施設の認定手続等については、台湾との協議が終了次第、別途通知を行うものとする。
- 6 台湾に輸出する牛肉の残留物質及び汚染物質等の基準については、以下の HP から閲覧できるので参照されたい。<https://www.fda.gov.tw/ENG/law.aspx?cid=16>